

平成 30 年 第 3 回

別海町議会定例会会議録

自 平成30年 9月11日

至 平成30年 9月14日

別海町議会

別海町議会会議録

第1号（平成30年 9月11日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第64号 | 平成30年度別海町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第65号 | 平成30年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第66号 | 平成30年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第67号 | 平成30年度別海町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第68号 | 別海町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第69号 | 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第70号 | 工事請負契約の締結について（上西春別中学校旧校舎・旧講堂とりこわし工事） |
| 日程第14 | 認定第 1号 | 平成29年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第 2号 | 平成29年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第 3号 | 平成29年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 4号 | 平成29年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 5号 | 平成29年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 6号 | 平成29年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第 7号 | 平成29年度町立別海病院事業会計決算認定について |
| 日程第21 | 認定第 8号 | 平成29年度別海町水道事業会計決算認定について |
| 日程第22 | 同意第 4号 | 別海町教育委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 報告第11号 | 放棄した債権の報告について |
| 日程第24 | 報告第12号 | 平成29年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について |

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 6 4 号	平成 3 0 年度別海町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 6 5 号	平成 3 0 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 6 6 号	平成 3 0 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 6 7 号	平成 3 0 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 6 8 号	別海町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 6 9 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 7 0 号	工事請負契約の締結について（上西春別中学校旧校舎・旧講堂とりこわし工事）
日程第 1 4	認定第 1 号	平成 2 9 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	認定第 2 号	平成 2 9 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	認定第 3 号	平成 2 9 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 7	認定第 4 号	平成 2 9 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 8	認定第 5 号	平成 2 9 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9	認定第 6 号	平成 2 9 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0	認定第 7 号	平成 2 9 年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 2 1	認定第 8 号	平成 2 9 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 2 2	同意第 4 号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第 2 3	報告第 1 1 号	放棄した債権の報告について
日程第 2 4	報告第 1 2 号	平成 2 9 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○出席議員（16名）

1 番 小 椋 哲 也	2 番 外 山 浩 司
3 番 大 内 省 吾	4 番 木 嶋 悦 寛
5 番 松 壽 孝 雄	6 番 森 本 一 夫
7 番 今 西 和 雄	8 番 西 原 浩
9 番 沓 澤 昌 廣	1 0 番 小 林 敏 之
1 1 番 瀧 川 榮 子	1 2 番 戸 田 憲 悦
1 3 番 中 村 忠 士	1 4 番 渡 邊 政 吉

副議長 15番 佐藤 初雄

議長 16番 松原 政勝

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾根 興三
教 育 長 伊藤 多加志
監 査 委 員 杉本 義久
農業委員会会長 小野 榮一
福 祉 部 長 河嶋 田鶴枝
建設水道部長 山 岸 英一
病院事務長 大槻 祐二
農委事務局長 中村 公一
総務部次長 今野 健一
産業振興部次長 門脇 芳則
教育部次長 石川 誠
総合政策課長 佐々木 栄典
税 務 課 長 宮本 栄一
尾岱沼支所長 福原 義人
介護支援課長 竹中 利哉
老健施設事務長 川畑 智明
水産みどり課長 新堀 光行
管 理 課 長 伊藤 一成
事 業 課 長 小島 実
学 務 課 長 入倉 伸顕
給食センター長 入倉 伸顕
中央公民館長 内山 宏
病院事務課長 三戸 俊人

副 町 長 佐藤 次春
代表監査委員 田村 秀男
選挙管理委員長 高崎 好藏
総 務 部 長 竹中 仁
産業振興部長 登藤 和哉
教 育 部 長 山田 一志
会 計 管 理 者 阿部 美幸
監査委員事務局長 小湊 昌博
福 祉 部 次 長 青柳 茂
建設水道部次長 小島 実
総 務 課 長 今野 健一
財 政 課 長 寺尾 真太郎
防災交通課長 麻郷地 聡
福 祉 課 長 干場 みゆき
町 民 課 長 青柳 茂
農 政 課 長 小野 武史
商工観光課長 伊藤 輝幸
建築住宅課長 田畑 直樹
上下水道課長 外石 昭博
生涯学習課長 石川 誠
生涯学習センター準備室長 山岸 英一
東 公 民 館 長 福原 義人

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 浦山 吉人

主 幹 松本 博史

○会議録署名議員

1番 小椋 哲也
3番 大内 省吾

2番 外山 浩司

◎開会宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから平成30年第3回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

1番小椋議員、2番外山議員、3番大内議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） それでは、議会運営委員会から報告いたします。

8月30日及び9月5日に開催いたしました議会運営委員会で第3回定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第3回定例会に町側から提出されております案件は、全部で18件であります。

提出案件の内容は、平成30年度各会計補正予算が4件、条例の一部改正が2件、工事の請負契約が1件、平成29年度各会計決算認定が8件、教育委員会委員の同意が1件、放棄した債権の報告が1件、平成29年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が1件であります。

これら提出案件のうち、平成29年度各会計決算認定第1号から8号までの8件については一括議題とし、平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置して、慎重な審議をすべきものといたしました。

なお、決算認定以外の提出案件については、委員会の付託を省略し、本会議において質疑・討論、採択すべきものとしました。

また、特別委員会の構成につきましては、外山議員、大内議員、木嶋議員、西原議員、小林議員、瀧川議員、戸田議員の7名を選任すべきものと決定いたしました。

なお、放棄した債権の報告、平成29年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、９月１１日から９月１４日までの４日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明・質疑を行います。

二日目には、一般質問を行い、三日目は休会とし、各常任委員会を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後議員提出案件の内容説明、質疑・討論、採決を行うこととしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、西原議員、中村議員、外山議員、木嶋議員の４名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程の定めに基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明な質問と答弁を心がけるようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議をいたしました。

その結果は、お手元に配布のとおりであります。

陳情書等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されておりますのは、議員提出案件１件であります。

内容は、「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」の提出についてであり、佐藤議員から提出されるもので、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様によりわかりやすくするために導入したものであります。

町長初め、執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますよう、お願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第３ 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第３ 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月１４日までの４日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から９月１４日までの４日間と決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第５ 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第５ 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、平成３０年第３回の町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、被災等大変お忙しい中、全員の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、９月６日未明に胆振地方で発生いたしました最大震度７の胆振東部地震によりまして、北海道全域が長時間にわたって停電となり、道民生活に大きな被害をもたらしました。

震源に近い厚真町などでは、多くの死傷者も出ておりまして、お亡くなりになられました方々、また被災されました方々に心から御心配を申し上げますとともに御冥福をお祈りいたします。

今回の停電は、これまでにない全道規模のものだったということから、住民生活も産業、さらには経済活動、全般に色々な影響が出たところでございます。

本町でも、停電の全面復旧までには約４３時間を要したことから、夜は真っ暗な中で大変不安な生活を余儀なくされ、一時的に物流も途絶えたことから、食料品や生活用品の調達にも大きな支障が出ました。

また、農家の搾乳機やバルククーラー等が使用できずに生産活動が停滞し、今も乳房炎が大きく広がっているという中で、きょうもニュースに出てましたけれども、死亡牛も出てきているという状況とともに、乳房炎に対する薬が足りないというような状況にもなっているというような情報が入っております。

また、秋サケ漁も物流障害などによりまして、水揚げを見送っている状況が数日間続いているところでございます。

停電は、９月７日の午後１０時頃にほぼ復旧し、本町におきましては、経済活動もほぼ平常化に向かいつつありますけれども、公共機関については、学校、病院、福祉関係施設等の運営も通常どおりになっておりますけれども、まだ多々心配される事案がありますので、まだまだ気は許せない状況下でございます。

この間の経過につきましては、先日の全員協議会で概要を説明させていただいたところでございますけれども、いま現在、まだ被災の状況を詳細な数字等は把握できていない状況でございますので、この後、各委員会が開催される予定にはなっておりますけれども、その間で掌握できた情報については、できるだけ議員の皆さんに御紹介するとともに、今後必要な対策等につきましても議員の皆さん方の御意見も賜ればと、そんなふうに考えております。

早い時期に対応内容などを振り返り、改善点などを精査いたしまして、今後に生かしていかなければならないというふうに考えております。

なお、国や北海道では、広く道民に対しまして、計画停電を回避するための節電を求められております。

別海町でも、本日の朝刊、または地域によっては夕刊へのチラシ折り込みで節電への啓発を行うとともに、ホームページ等も活用して広く啓発をしていくこととしております。

また、枚方市、または阿見町等友好都市関係の皆様方からも心配の御連絡をいただきました。

その心遣いに本当に感謝申し上げますとともに、議員の皆様方にもそういう都市のほうからの連絡がありましたということを御報告申し上げます。

さて、今週末に予定をされております「別海町産業祭」についてでございますけれども、本日午後3時から実行委員会を行いまして、各業界における災害の影響を十分に勘案し、関係団体等と協議を行った上で、開催についてどうするか決定をいたしたいというふうに予定しております。

それでは、定例会開会にあたりましての行政報告を申し上げます。

初めに、産業の動向についてでございます。

酪農畜産情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、本年1月から7月までの7カ月間で28万6,000トン、これは、対前年比で103.2%ということで生産量が伸びています。

また、販売額は285億円、これも対前年比で104.3%となっております。

年明けから7月までには、前年度の実績を上回っている状況でございます。

しかしながら、牧草の生育状況については、9月1日現在で平年より11日遅れている統計でございます。

これは、一番草収穫のピークとなる、6月下旬から7月上旬にかけて長雨が続きました、収穫作業が10日以上遅れたことから、二番草の生育にも大きく影響が出ているものというふうに考えております。

また、一番草の刈り取りが遅れたことによりまして、牧草の品質そのものが低下し、一番草が与えられます秋以降には、乳量が減るなどの影響が出ることも懸念されているところでございます。

さらに、飼料用トウモロコシについても、平年よりも7日の生育が遅れている、一週間遅れているということでございます。

背丈の伸びも遅いことから秋の収穫の減少が、これも懸念される状況でございます。

家畜の暑熱被害については、6月1日から8月31日までの間で4頭が日射病、または熱射病を発症しまして2頭が廃用となりましたが、残りの2頭は回復しているところでございます。

次に、水産業の状況でございます。

野付・別海両漁協において、本年8月末までの漁獲量は、対前年比で113%、金額では逆に93%、4億9,000万円の減となっております、これは、主にホタテガイの水揚げ高の減少が影響しており、金額で昨年を下回っているという状況でございます。

また、野付漁業でございますけれども、夏の北海シマエビ漁は、操業前の資源調査等の結果から、昨年を上回る13.9トンの漁獲計画で操業が始まりました。

計画数量をほぼ達成しておりまして、夏の漁を終えているところでございます。

その後、秋エビ漁についての期待がまだ持てる資源状況であるというような報告を聞いております。

一方、本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、9月1日から網が入り、4日から本格操業が始まっております。

昨年は、この時期に台風による被害などで大変厳しい状況でございましたけど、ことしは、昨年よりは上回る回遊予測となっております。

昨年は、ほぼ史上最低に近いよう数字でございますんで、比較すること自体がどうかという部分はございますけれども、一応昨年よりはよいという予測がされているんですけ

れども、このところ数日は、震災の影響で休漁期間がありましたことから、水揚げ状況は正確な比較ができませんけれども、今後の操業に向けて、来遊状況や価格の動向等に期待をしているところでございます。

次に「商工業と観光について」でございます。

別海町中小企業振興「行動指針」に基づく担い手育成の一環として、昨年を引き続きまして、7月に別海高校生徒と地元企業との懇談会を実施いたしました。

8月には、別海高校生徒の大学視察研修を実施いたしました。

企業との懇談会では、企業14社が参加をし、29名の生徒と企業が直接対話することなど、業務内容や職種への理解が深まり、地元企業への就業希望者の増加と就職後の早期離職防止の一助になればというふうに考えております。

また、5年目となる大学視察研修でございますけれども、20名の生徒が参加して、北海道大学など6校の視察を行いました。

生徒の向上心や向学心が培われるとともに、将来の担い手として中小企業振興につながるものと期待しております。

次に、観光客の入込み数でございますけれども、7月末現在で11万7,900人、これは、前年よりも1,200人ほど減少しておりますけれども、これは、天候に左右されることが大変大きくなりまして、初夏の天候不順が主な要因ではないかなというふうに考えております。

なお、6月30日から7月1日までの2日間に開催されました「第58回えびまつり」、これには、昨年より1,000人ほど多い、2万3,000人が訪れ、初夏の味覚を堪能していただきました。

次に、経済とちょっと違いますけれども「自殺対策について」でございますけれども、9月10日から16日まで、命の大切さを伝える自殺予防週間でございます。

本町において、自殺死亡率は、全国・全道の自殺死亡率を上回る高い率となっておりますことから、自殺対策を総合的に推進するため、今年度、別海町自殺対策計画の策定に着手したところでございます。

計画は、役場庁内横断的な体制で組織をしております計画策定委員会を設置し、地域関係機関や団体から幅広く意見をいただいて策定することとしておりますが、原案ができた時点で改めまして皆様方に説明をさせていただきたいと考えております。

次に、「地域包括ケアシステム」の構築についてでございます。

高齢者保健福祉計画の目標でございます「地域包括ケアシステム」の構築は、これまで以上のスピード感をもって推進する必要があります。

今年度の新たな取り組みといたしまして、認知症初期集中支援チームの設置や生活支援コーディネーターの配置のほか、地域ケア会議の設置など、構築に向けた基盤づくりを進めているところでございます。

次に、建設工事等の発注状況でございますけれども、9月10日現在で、工事及び委託業務、あわせまして130件、約32億6,000万円分を発注しておりまして、年度予定の8割が執行済みでございます。

おおむね予定どおりの進捗状況となっております。

今後の入札につきましては、2カ年国債での道路工事や、それから除雪業務委託などを予定しております。

次に、「沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練」の分散・実施についてでございます。

ことしの矢臼別演習場における訓練は終了いたしました。

訓練は、7月31日の訓練概要説明会、ブリーフィングですけれども、これを経て、8月1日から8月8日までの8日間において実施されました。

このうち1日間は、夜間訓練が行われております。

また、期間中の8月3日には、町民を含む自治体職員や報道関係者を対象とした訓練見学会も行われております。

さらには、訓練終了後の8月11日には、米海兵隊隊員による奉仕活動として、町コミュニティセンターの汚れている窓ガラスや観覧席などの清掃活動が行なわれました。

その後、8月15日から18日にかけて、演習場からの資機材、また、海兵隊員が移動し、同日付けで「北海道防衛局米海兵隊実弾射撃訓練現地対策本部」、これが閉所されました。

本年度の訓練が終了いたしましたところでございます。

なお、次に、日米共同訓練、ノーザンヴァイパーは、当初、9月10日から29日までの日程で、北海道内各演習場で実施が予定されておりましたけれども、胆振東部地震によりまして、北海道内では全面的に中止が発表されました。

中止の速報は、議員の皆さんにも議会事務局を通じてお知らせいたしましたけれども、町民の皆さんや関係機関等にも速やかに周知をしております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出議案の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第6 提出議案の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が7件、認定が8件、同意が1件、報告が2件でございます。

議案第64号は「平成30年度一般会計補正予算」でございます。

交付額の決定により普通交付税が減額となりましたが、畜産クラスター事業による農業施設及び設備投資の加速によって固定資産税の増額と、事業費では農業水路等にかかわる無線設備の更新事業など、新たに追加される事業や既存事業での増額が見込まれるため2億6,260万円を補正増するものでございます。

議案第65号の「介護保険特別会計補正予算」では、平成29年度決算額の確定、及び介護保険料収入の見込額の増に伴い、1,440万円を増額、議案第66号の「町立別海病院事業会計補正予算」では、データ加算システムの整備による756万円を増額、議案第67号の「水道事業会計補正予算」では、水道施設改修事業の増などにより1億730万円を増額、それぞれ増額するものでございます。

議案第68号「別海町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について」は、町内会等の認可地縁団体から、用途廃止によって生じた普通財産の譲渡について

要望があることから、認可地縁団体に譲渡する際の規定を新たに加えるため、条例の改正を行うものです。

議案第69号「別海町介護保険条例の一部改正」は、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第70号の「工事請負契約の締結について」は、8月29日に入札を行った工事のうち予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

次に、認定第1号から認定第8号までの8件は、平成29年度各会計の決算の認定についてです。

地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

次に、同意第4号は「別海町教育委員会委員の任命について」です。

本町では、現在4名の方を教育委員会委員に任命しておりますが、平成30年10月11日をもって1名の方が任期満了を迎えることから、引き続き任命いたしたく議会の同意を求めるものです。

報告第11号は「放棄した債権の報告について」です。

別海町債権管理条例に基づき、平成29年度中に放棄した債権について議会に報告するものでございます。

最後に、報告第12号は「平成29年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について」です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7　議案第64号から日程第13　議案第70号までの7件、及び日程第22　同意第4号の1件、合わせて8件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第7　日程第7　議案第64号から日程第13　議案第70号までの7件、及び日程第22　同意第4号の1件、合わせて8件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7　議案第64号

○議長（松原政勝君）　日程第7　議案第64号平成30年度別海町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君）　議長。

○議長（松原政勝君）　財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第64号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度別海町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度別海町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205億7,840万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款町税、1項と2項で1,758万円の増。

9款地方特例交付金、1項で118万6,000円の増。

10款地方交付税、1項で7,887万円の減。

14款国庫支出金、1項と2項で8,126万3,000円の増。

15款道支出金、1項と2項で619万円の増。

16款財産収入、1項で20万円の増。

17款寄附金、1項で26万5,000円の増。

18款繰入金、1項で1億1,440万円の増。

19款繰越金、1項で2,936万1,000円の増。

20款諸収入、5項で1億1,121万2,000円の増。

21款町債、1項で2,018万7,000円の減。

歳入合計で2億6,260万円の追加です。

3ページにお進みください。

「歳出」です。

2款総務費、1項と2項で472万7,000円の増。

3款民生費、1項と2項で2,547万2,000円の増。

4款衛生費、1項で305万円の増。

6款農林水産業費、1項から3項で2億1,223万3,000円の増。

8款土木費、2項と4項で468万3,000円の増。

10款教育費、1項から3項及び5項と6項で1,243万5,000円の増。

歳出合計で2億6,260万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ205億7,840万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」で3件の「追加」です。

まず1件目、「防衛施設周辺障害防止事業」は、矢臼別演習場土砂流出対策工事とモニタリング業務で、期間は「平成31年度」、限度額は「7,062万9,000円」。

2 件目は、防衛施設周辺道路整備事業における「根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事」で、期間は「平成 31 年度」、限度額は「5,007 万円」。

3 件目も同じく、防衛施設周辺道路整備事業「中西別上風連線改良舗装工事」で、期間は「平成 31 年度」、限度額は「1 億 5,800 万 3,000 円」とするものです。

次に、「第 3 表 地方債補正」で「変更」になります。

「根室中部 3 号主要幹線外 1 改良舗装事業」と「中西別上風連線改良舗装事業」の 2 事業につきましては、防衛施設周辺道路整備事業で、国の補助金内定通知に伴います事業費見込み額の精査により、「根室中部 3 号主要幹線外 1 改良舗装事業」では、補正前の限度額から 180 万円を減額し、補正後の限度額を「6,680 万円」。

「中西別上風連線改良舗装事業」では、補正前の限度額から 410 万円を減額し、補正後の限度額を「8,350 万円」とするものです。

また、3 件目の「臨時財政対策債」は、額の確定により、補正前の限度額から 1,428 万 7,000 円を減額し、補正後の限度額を 3 億 8,571 万 3,000 円とするものです。

なお、「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」につきましては、それぞれ変更はございません。

4 ページ、1 番下になりますが、合計では、補正前の限度額の「21 億 6,590 万円」から 2,018 万 7,000 円を減額いたしまして、補正後の限度額を「21 億 4,571 万 3,000 円」とするものです。

続きまして、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1 の「総括」は省略し、2 の「歳入」から説明いたします。

7 ページをお開きください。

2 の「歳入」です。

目の欄の補正額で説明いたします。

1 款町税、1 項 1 目個人分、2,850 万円の減、及び 2 項 1 目固定資産税、4,608 万円の増は、賦課の決定に伴います収入見込み額の精査によるものです。

9 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金、118 万 6,000 円の増、及び 8 ページをお開きいただき、10 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、7,887 万円の減は、それぞれ交付額の決定通知による減額です。

9 ページにお進みください。

14 款国庫支出金、1 項 2 目民生費国庫負担金、904 万 1,000 円の増は、民間の小規模保育施設利用者増に伴います国からの地域型給付費負担金の増や、低所得者に係る国からの介護保険軽減保険料負担金の増によるものです。

2 項 1 目総務費国庫補助金、151 万 2,000 円の増は、社会保障税番号制度に係る住民基本台帳システム改修に対する補助金の増。

2 目民生費国庫補助金、15 万 1,000 円の増は、障害福祉関連システム改修に対する補助金の増。

3 目衛生費国庫補助金、17 万 4,000 円の増は、合併処理浄化槽設置補助に対する国からの交付金の増。

4 目農林水産業費国庫補助金、8,250 万円の増は、農業用水路に係る無線設備更新事業に対する農業水路と長寿命化事業補助金の増。

5 目土木費国庫補助金、1,211 万 5,000 円の減は、補助金内定通知に伴う防衛

施設周辺道路整備事業補助金の減となります。

10ページをお開きください。

15款道支出金、1項1目民生費負担金、343万6,000円の増は、14款国庫支出金同様、民間の小規模保育施設の利用者増に伴う北海道からの地域型給付負担金の増や、低所得者に係る北海道からの介護保険軽減保険料負担金の増によるものです。

2項1目総務費補助金、2万1,000円の増は、土地利用規制等対策費交付金の決定による増。

4目農林水産業費補助金、273万3,000円の増は、私有林の所有者に対する森林経営管理意向調査のための準備経費に対する森林整備地域活動支援交付金の増です。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金、20万円の増は、根室中標津空港ビル株式会社からの株式配当金によるものです。

11ページにお進みください。

17款寄附金、1項2目教育費寄附金、26万5,000円の増は、本目新設で、生涯学習センター建設等に係る特定寄附によるものです。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、1億1,230万円の増で、補正後の財政調整基金繰入額は12億7,630万円となり、予算上の基金残高は、11億8,043万2,000円となります。

5目スポーツ振興基金繰入金、210万円の増は、スポーツ団体派遣費補助事業の増額補正の財源とするため、スポーツ振興基金繰入金を増するものです。

19款繰越金、1項1目繰越金、2,936万1,000円の増は、前年度決算額確定により増額するものです。

12ページをお開きください。

20款諸収入、5項1目雑入、1億1,121万2,000円の増は、小中学校の特別支援学級支援員の増員に伴う社会保険料本人負担分の増、及び農業用水路の無線設備更新事業に対する水道事業会計からの負担金の増によるものです。

21款町債、1項5目土木債、590万円の減は、防衛施設等周辺道路整備事業費の支出精査による借入見込み額の減。

8目臨時財政対策債、1,428万7,000円の減は、臨時財政対策債の借入額確定による減額です。

以上が「歳入」となります。

次に、「歳出」で、13ページをお開きください。

3番の「歳出」です。

こちらも目の欄の補正額で御説明いたします。

2款総務費、1項5目財産管理費、26万5,000円の増は、生涯学習センター建設などのためにいただいた寄附について、生涯学習振興基金に積み立てを行うものです。

14目電子計算管理費、151万2,000円の増は、国の補助金を受けて実施するマイナンバーカード旧姓併記対応のための社会保障税番号制度システム整備事業の増です。

15目地域情報化推進事業費、165万円の増は、別海市街の北側の高速無線通信速度改善工事を実施するため、地域情報通信施設整備事業の増です。

2項2目賦課徴収費、130万円の増は、14ページにわたりますが、前年度納付済みの法人町民税中間納付額について、法人決算に伴う可能分の返還金に不足が見込まれることから増額するものです。

15ページをお開きください。

3款民生費です。

1項2目老人福祉費、304万7,000円の増は、今回の介護保険特別会計の補正に伴い、介護保険特別会計繰出金を増額するものです。

4目障害者福祉費、217万5,000円の増は、障害者福祉関連システム改修に要する経費のほか、前年度に受けました障害者自立支援給付にかかる北海道からの負担金収入の精算還付金として、障害者福祉事業経費を増額するものです。

2項1目児童福祉総務費、2,025万円の増は、民間の小規模保育施設利用者増に伴い、国基準に基づく施設型給付事業経費の増のほか、町独自の負担軽減事業であります認定こども園等利用者負担助成事業を増額するものです。

16ページをお開きください。

4款衛生費、1項9目生活排水施設費、305万円の増は、合併処理浄化槽設置に対する補助金の見込み額精査によるものです。

17ページです。

6款農林水産業費、1項4目畜産業費、1,650万円の増は、中春別農協が導入を予定するミルクローリー車に対し、補助を実施するものです。

2項1目広域農業推進費、1億9,300万円の増は、農業用水路に係る無線設備更新のため、実施設計及び機器製作工事を実施するものです。

3項2目林業振興費、273万3,000円の増は、来年度から施行されます森林経営管理法に基づく民有林所有者に対する森林経営管理の意向調査のために事前準備を行う、森林経営管理制度推進事業を増額するものです。

18ページをお開きください。

8款土木費、2項2目道路維持費、1,790万円の増は、労務単価上昇に伴う町道維持補修事業の支出見込み額精査によるものです。

4目防衛施設周辺道路整備事業費、1,541万円の減は、防衛施設周辺道路整備事業について、国の補助金の内定通知に伴う事業費精査によるものです。

4項1目住宅管理費、219万3,000円の増は、中春別団地の屋根の一部、及びイーストタウン寿団地の空室内の一部の補修を実施する公営住宅等補修事業を増額するものです。

19ページにお進みください。

10款教育費、1項3目教育指導費、20万円の増は、発達段階などが心配される児童生徒及び就学予定児について、認知能力や習熟度等の評価分析に役立てることができる備品を購入するため、いじめ不登校問題対策事業を増するものです。

2項小学校費、1目学校管理費、482万9,000円の増、及び3項中学校費、1目学校管理費、112万8,000円の増は、小中学校に増員を要する特別支援学級支援員の経費をそれぞれ増額するものです。

20ページをお開きください。

5項1目社会教育総務費、200万円の増は、別海高校生徒の海外視察研修参加者増による海外派遣研修事業の支出見込み額の精査によるものです。

4目青少年教育費、217万8,000円の増、及び6項1目保健体育総務費、210万円の増は、主に中高生のスポーツ及び文化団体の活躍による派遣費補助金見込み額の精査によるものです。

以上で、議案第64号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第64号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○4番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） はい。

歳出です。

17ページになります。

項3の林業費の中の林業振興費で、森林経営管理制度の補正予算ですが、森林経営管理法というものが来年度から施行されるということで、この法律の目的と、今回準備業務ということですが、業務委託の内容をお知らせいただければと思います。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（新堀光行君） 御質問にお答えいたしたいと思います。

森林経営管理法の目的といたしましては、簡単に申し上げますと、手入れが行き届いていない私有林の管理を、市町村を介して林業者や企業に集約する新たな管理制度を創設する制度でございます。

また、今般の事業につきましては、来年度から施行されます森林経営管理法に基づきまして、民有林の所有者に対する森林経営管理の意向調査を行うために行います。

中身といたしましては、別海町内の私有林のうちに除伐、間伐が一度も行われていない、また、最後に行われた除伐、間伐から10年または15年以上経過し、過密になっている私有林が対象となる意向調査でございます。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 多分私有林については、今までも森林組合等を通して、除伐、間伐をされているところもあると思うんですが、それとはまた違った取り組み方、ちょっと今説明のほうがよくわからないところがあつたので、目的に関して、もう少しかみ砕いて説明していただきたいなと。

それから委託業務の内容ですが、意向調査というのは、どういった意向なのか、要するに現状がこうあって、こういうふうにしたいんだけど、その内容をもう少し詳しく説明していただければと思います。

○水産みどり課長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（新堀光行君） お答えいたします。

事前準備とは、森林の所有者の確認及び施業の必要があるかどうか、森林の状況を確認し、意向調査リストを完成する作業のことでございます。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 議長。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 私のほうから補足させていただきたいと思います。

意向調査につきましては、除伐とか間伐が1度も行われてないようなところ、主に10年以上なのですが、そこを行われていない、経営管理ができていない森林の所有者を割り出しまして、面積等も確認して、今後20年の中で森林環境税等を利用しながら経営管理をしていくということで、意向調査につきましては、本人が不在地主なのか、やる気がな

い方とかいらっしゃいますので、その辺の意向を確認するという事で、その業務を委託する事業でございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） ということは、それを町がかかわって進めていくという、基本的にきちんと町がかかわって進めていくということでとらえてよろしいんですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） これにつきましては、森林所有者から町が委託を受けて、林業経営者等に再委託ができるということでございます。

できない場合は、町が直接管理をするということになります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 1 3 番中村議員。

○1 3 番（中村忠士君） はい。

今のことを質問したかったんですが、今のことでわかりました。

同じく 1 7 ページの農業水路等長寿命化事業にかかわってですが、予算資料で無線伝送装置更新というふうに説明がなってるのですが、ちょっともう少し詳しく無線伝送装置の内容、それから更新ということですから、それが何年間使われて更新の時期を迎えたか等について説明をお願いしたいと思います。

それから 1 9 ページですが、学校管理費、小学校、中学校ともに関連して、特別支援員の増員ということでの説明がありましたが、それぞれ小学校、中学校に何人増員するという事なのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） それでは、1 つ目の御質問にお答えしたいと思います。

本事業の内容につきましては、浄水場などの水道施設と水道管理センターにあります水道施設遠方監視システムの通信に使用しております無線回線による伝送装置につきまして、前回の道営農村総合整備事業での更新から約 2 1 年が経過し、経年劣化による無線機の出力の低下と電波法の改正による規格の変更に伴いまして、平成 3 4 年 1 1 月 3 0 日をもって使用不可能となりますことから、今年度創設されました本事業を活用して無線伝送装置の更新を行うというものでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 学務課長。

○学務課長（入倉伸顕君） 今御質問のありました特別支援員の人数ですけれども、当初、小学校 1 1 名、中学校 3 名、小中学校合計で 1 4 名予定しておりまして、小学校で 2 名の増、中学校で 1 名の増、合わせて 3 名増となっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1 3 番中村議員。

○1 3 番（中村忠士君） はい。

確認ですけれども、そうしますと、小学校は、2 名増員で 1 3 名になるという考え方でしょうか。

それから中学校については、1 名増員で合計が 4 名になるということでしょうか。

ちょっと確認したいと思います。

○学務課長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 教育委員会学務課長。

○学務課長（入倉伸顕君） はい。

小学校で13名、中学校で4名、小中学校合わせて17名の配置となっております。

○議長（松原政勝君） 中村議員、よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい、わかりました。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第65号

○議長（松原政勝君） 日程第8 議案第65号平成30年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（竹中利哉君） 議長。

○議長（松原政勝君） 介護支援課長。

○介護支援課長（竹中利哉君） 議案第65号の内容説明をいたします。

平成30年度別海町介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成30年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,440万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,630万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

最初に、「歳入」です。

補正額の欄で説明します。

1款保険料、1項で760万9,000円の増。

3款国庫支出金、2項で341万7,000円の減。

7款繰入金、1項で304万7,000円の増。

8款繰越金、1項で716万1,000円の増。

歳入合計で1,440万円を増額し、補正後の予算総額を11億2,630万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

続きまして、「歳出」です。

1 款総務費、1 項で1 9 1 万3, 0 0 0 円の増。

3 款地域支援事業費、1 項で1 5 1 万1, 0 0 0 円の増。

5 款諸支出金、1 項で1, 0 9 7 万6, 0 0 0 円の増。

歳出合計で1, 4 4 0 万円を増額し、補正後の予算総額を1 1 億2, 6 3 0 万円とするものです。

次に、「歳入歳出予算補正事項別明細書」。

1 の「総括」につきましては、説明を省略させていただき、7 ページの「2. 歳入」から説明をいたします。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で説明します。

1 款保険料、1 項1 目第1 号被保険者保険料、7 6 0 万9, 0 0 0 円の増は、所得の確定に伴うものです。

3 款国庫支出金、2 項1 目調整交付金、4 2 1 万6, 0 0 0 円の減は、保険給付費算定による調整交付金の減です。

4 目介護保険事業補助金7 9 万9, 0 0 0 円の増は、本目新設で、システム改修に伴う補助金の増です。

次に、8 ページです。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、3 0 4 万7, 0 0 0 円の増は、事務費繰入金で、低所得者保険料軽減負担金の増が主なものです。

8 款繰越金、1 項1 目繰越金、7 1 6 万1, 0 0 0 円の増は、平成2 9 年度決算確定によるものです。

続いて、9 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費、1 9 1 万3, 0 0 0 円の増は、システム改修に伴う北海道自治体情報システム協議会への負担金の増が主なものです。

3 款地域支援事業費、1 項1 目介護予防・生活支援サービス事業費、1 5 1 万1, 0 0 0 円の増は、予防サービス増加によるものです。

最後に、1 0 ページです。

5 款諸支出金、1 項2 目償還金、1, 0 9 7 万6, 0 0 0 円の増は、平成2 9 年度介護給付費及び地域支援事業費精査に伴う国・道支払基金への返還金です。

以上、議案第6 5 号の内容について説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第6 5 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第6 6 号

○議長（松原政勝君） 日程第9 議案第6 6 号平成3 0 年度町立別海病院事業会計補正予算（第2 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（三戸俊人君） 議案第6 6 号の内容説明をいたします。

それでは、議案第66号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

平成30年度町立別海病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的支出額に対する不足額6,998万4,000円は過年度分損益勘定留保資金6,998万4,000円で補填するものとする。）

支出の1款資本的支出、1項で756万円を増額し、3億6,804万7,000円とするものです。

第3条、債務負担行為。

地方公営企業法施行令第17条第1項4号の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるところによる。

院内総合情報システム整備事業で、期間は平成31年度、限度額は1億4,715万円とするものです。

次に、3ページの「補正予算実施計画」は省略させていただき、「補正予算に関する説明書」です。

4ページをお開き願います。

「平成30年度 町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書」です。

先ほど款項で説明いたしましたので、目の補正額で説明させていただきます。

「資本的収入及び支出」の「支出」です。

1款資本的支出、1項1目資産購入費、756万円の増額は、平成30年度の診療報酬改定に伴い入院基本料を維持するためには、病名や処方、診療情報等をデータ化し、国へ提出する必要がある、これに対応するためデータ加算システムの導入を行うものでございます。

続いて、5ページの「平成30年度補正予算 町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

資金増加額の見込みで、1億430万2,000円の減額となり、資金期末残高で8,853万3,000円となる予定でございます。

続きまして、「平成30年度 町立別海病院事業予定損益計算書」です。

6ページをごらんください。

右下の下段の下から3行目、今年度純損失の見込みです。

1億8,405万7,000円となる見込みでございます。

1番下の当年度未処理欠損金が22億7,741万9,000円となる見込みでございます。

7ページの「平成30年度 町立別海病院事業予定貸借対照表」と8ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第66号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第66号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第10 議案第67号

○議長(松原政勝君) 日程第10 議案第67号平成30年度別海町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長(外石昭博君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 上下水道課長。

○上下水道課長(外石昭博君) 議案第67号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度別海町水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、総則。

平成30年度別海町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、2 項で4 9 8 万 6, 0 0 0 円を増額し、1 0 億 4, 4 0 2 万円とするものです。

収益的支出です。

1 款水道事業費用、2 項で3 2 0 万円を減額し、8 億 3, 3 5 5 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4 億 5, 4 9 7 万 7, 0 0 0 円は、減債積立金1 億 4, 9 7 0 万 7, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4, 2 2 0 万 4, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金2 億 6, 3 0 6 万 6, 0 0 0 円で補填するものとする。)

資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項で1 億 1, 0 5 0 万円を増額し、2 億 7, 7 9 0 万円とするものです。

資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で1 億 1, 0 5 0 万円を増額し、7 億 3, 2 8 7 万 7, 0 0 0 円とするものです。

2 ページをお開きください。

第4条、企業債。

予算第5条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおりと定める。

追加となります。

起債の目的は「農業水路等長寿命化事業」。

限度額は「1億1,050万円」。

起債の方法は「証書借入」。

利率は「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）」。

償還の方法は「借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。」というものです。

合計では、補正前の限度額「1億5,640万円」に1億1,050万円を追加し、補正後の限度額を「2億6,690万円」とするものです。

次に、3ページの「補正予算実施計画」は省略させていただき、4ページをお開きください。

「平成30年度 別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書」です。

目の欄の補正予定額で御説明いたします。

「収益的収入及び支出」の「収入」です。

1款水道事業収益、2項5目消費税及び地方消費税還付金、498万6,000円の増は、本目新設で、水道施設遠方監視システムの無線伝送装置更新に係る負担に伴い、仮払消費税額の増により消費税の還付が生じることによる増です。

次に支出です。

1款水道事業費用、2項3目消費税及び地方消費税320万円の減は、仮払消費税額の増により消費税の還付が生じることによる減です。

本目廃目となります。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」です。

1款資本的収入、1項1目企業債、1億1,050万円の増は、水道施設遠方監視システムの無線伝送装置更新に伴う建設改良費の財源に充てるため増するものです。

次に、「支出」です。

1款資本的支出、1項2目施設費、1億1,050万円の増は、平成9年度から平成12年度にかけて、道営農村総合整備事業で更新整備しました水道施設遠方監視システムの無線伝送装置につきまして、経年劣化とともに電波法の改正により現状の機器が使用不可能となりますことから、機器の全面更新を行うものです。

更新事業は、平成31年度からを予定しておりましたが、今般、今年度新たに創設されました団体営農業農村整備事業により採択が見込まれることになったため、実施年度を平成30-31年度に繰り上げ、補正予算として計上するものです。

なお、本事業は、事業主体が水道事業ではなく町となりますことから、本年度分の実施予定事業に係る事業費を一般会計に対し、負担金として計上するものです。

次に、5ページ、「平成30年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目をごらんください。

資金増減額の見込みです。

3,009万4,000円の減額となり、最下段の資金期末残高で23億5,615万円となる予定です。

次に、6ページをお開きください。

「平成30年度 別海町水道事業予定損益計算書」です。

下から4行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。

1億6,825万9,000円となる予定です。

次の7ページ、「平成30年度 別海町水道事業予定貸借対照表」と8ページの「注記表」の説明は省略いたします。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第67号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第11 議案第68号

○議長（松原政勝君） 日程第11 議案第68号別海町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第68号別海町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書は5ページ、議案資料は、1ページと2ページになります。

本条例の改正につきましては、町が所有する施設等の用途を廃止いたしました土地を除く普通財産を当該施設等が含まれる地域の地縁による団体、いわゆる地方自治法に基づきまして町の認可手続を経た町内会のほうに譲与等を行うことを可能とするため、規定を新たに設ける内容であります。

議案本文の朗読は省略させていただきまして、議案資料で御説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

条例の新旧対照表です。

今回の一部改正は、右側改正前、第3条第1号から第4号の「普通財産の譲与又は減額譲渡」ができる規定におきまして、左側改正後2ページの第5号、下線部分になりますけれども、「施設等の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産（土地を除く。）を当該施設等が含まれる区域の地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可を受けた地縁による団体をいう。）に譲渡するとき。」を加えたいとするものです。

また、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」というものであります。

以上で、議案第68号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第68号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

地縁団体ということで、町内会などが対象になるということなのですけども、町としては、廃止する施設というのはたくさんあるのかどうか、現状のことについてお聞きしたいです。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 御質問にお答えいたしたいと思います。

今町内に用途を廃止しているのは、多くは旧職員住宅でありますとか、教員住宅、こちらにつきましては、近年になりましてから民間等の賃貸住宅もふえてきて充実しておりますし、老朽化も進んでおりますことから、ちょっと職員の利用も少なくなっているということで、利用がない施設が住宅等で見られております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員、よろしいですか。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第12 議案第69号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第69号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 介護支援課長。

○介護支援課長（竹中利哉君） 議案第69号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

本件は、平成30年8月1日施行の介護保険法施行令の一部改正に伴い、引用条文の条ずれが生じたために条例改正を行うものです。

議案の朗読については省略し、改正内容は、議案資料の新旧対照表で説明します。

議案資料の3ページをお開きください。

別海町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が現行条例、左側が改正後の条例、下線の部分が改正箇所です。

第4条第1項第6号アの改正は、介護保険法施行令の一部改正により、合計所得から控除される特別控除を定義する介護保険法施行令の条項に変更があったため、引用条文を「令第38条第4項」から「令第22条の2第2項」に改正するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用するものです。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第69号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第70号

○議長(松原政勝君) 日程第13 議案第70号工事請負契約の締結について(上西春別中学校旧校舎・旧講堂とりこわし工事)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 議案第70号の内容説明をいたします。

議案の7ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結にあたり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、上西春別中学校旧校舎・旧講堂とりこわし工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、6,750万円(内消費税及び地方消費税額500万円)。
- 4、契約の相手方、島影・みどり経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役、庄司豊。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、7月4日から7月25日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は8月29日。

島影みとり経常建設共同企業体、近藤建設株式会社、株式会社岡田工務店、株式会社三共工務店の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,300万円、最低入札価格は6,250万円で、最低入札者であります本案の島影みとり経常建設共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年2月20日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の5ページをお開きください。

5ページから10ページまでが本案工事の資料となっております。

5ページ、工事の概要です。

工事名は、上西春別中学校旧校舎・旧講堂とりこわし工事。

工事の場所は、別海町西春別75番地9。

取り壊しを行う主な建物の建設年度ですが、旧校舎は昭和47年度、旧講堂は昭和48年度。

構造は、旧校舎は、鉄筋コンクリート造2階建、一部鉄骨造、補強コンクリートブロック造平屋建。

旧講堂は、鉄骨造、一部補強コンクリートブロック造平屋建。

合わせて4棟の建物は木造平屋建。

延床面積は、旧校舎が1,956.71平方メートル、旧講堂は580.81平方メートル、物置は、合計で22.36平方メートルです。

続いて、工事の内容ですが、門柱、自転車置場、キュービクル等の構造物を含む取り壊し工事一式となります。

そのほかアスベストを含有する煙突断熱材の取り壊し工事も含まれるというものです。

6ページにお進みください。

こちらは、今回取り壊しを行う建物等の配置図となっています。

参考資料といたしまして、7ページに旧校舎・旧講堂の1階平面図、8ページには、旧校舎の2階平面図、9ページと10ページには、それぞれの方位から見た旧校舎・旧講堂の立面図を掲載してあります。

以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第70号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第14 認定第1号から日程第21 認定第8号

○議長（松原政勝君） 日程第14 認定第1号平成29年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第2号平成29年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第3号平成29年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第4号平成29年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第5号平成29年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第6号平成29年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第7号平成29年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第21 認定第8号平成29年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については、一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、この決算認定については、特別委員会を設置し、綿密な審議をいたしたいと考えておりますので、内容については要点にとどめて説明願います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、認定第1号から認定第8号までの平成29年度別海町各会計決算についてですが、決算書が大冊ですので、議案資料により決算額等の概要の説明をもって議案説明にかえさせていただきます。

それでは、議案資料の11ページをお開きください。

資料につきましては、11ページから13ページとなっております。

それでは、12ページから説明をいたします。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算についてです。

歳入の収入額ですけれども、上の欄の一般会計のところをごらんください。

204億1,965万3,548円です。

歳出の支出済額については203億2,549万4,074円です。

歳入歳出差引残額は9,415万9,474円です。

そのうち基金繰入額が5,000万円となっています。

次に、実質収支に関する調書ですが、下の枠欄をごらんください。

一般会計のところですが、歳入総額204億1,965万3,000円。

歳出総額203億2,549万4,000円。

歳入歳出差引額は9,415万9,000円。

翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が47万4,000円。

事故繰越し繰越額が432万4,000円。

合計額で479万8,000円となっています。

実質収支額につきましては8,936万1,000円。

そのうち基金繰入額については5,000万円ということです。

次に、認定第2号国民健康保険特別会計です。

上の段に戻っていただきまして、歳入の収入済額は29億8,662万6,486円です。

支出済額が27億9,063万5,283円です。

差引残額が1億9,599万1,203円です。

大変失礼しました。

ここの欄につきましては、円単位で表示しております。

うち基金繰入額が1億9,500万円となっています。

下の段に行きまして、実質収支に関する調書です。

この欄につきましては、千円で表示がされております。

歳入総額29億8,662万6,000円。

歳出総額が27億9,063万5,000円。

差引額が1億9,599万1,000円で、実質収支額は、同額の1億9,599万1,000円。

うち基金繰入額が1億9,500万円ということでございます。

次に、認定第3号下水道事業特別会計ですが、また上のほうに戻っていただきまして、収入済額が5億6,958万3,090円です。

支出済額5億6,935万5,638円です。

差引残額22万7,452円となります。

実質収支に関する調書ですが、5億6,958万3,000円。

歳出総額5億6,935万6,000円で、差引額は22万7,000円です。

実質収支額につきましても同額の22万7,000円。

次に、認定第4号です。

介護サービス事業特別会計。

収入済額が4億6,701万9,313円です。

支出済額が4億6,682万2,042円です。

差引残額が19万7,271円となっています。

下のほうに行きまして、実質収支に関する調書です。

歳入総額は4億6,701万9,000円。

歳出総額が4億6,682万2,000円です。

差引額19万7,000円。

実質収支につきましても同額の19万7,000円となっています。

次に、認定第5号介護保険特別会計です。

上のほうにまいりまして、収入済額10億5,535万3,144円です。

支出済額10億3,818万2,128円。

差引残額は1,717万1,016円。

うち基金繰入額が1,000万円となっています。

下の枠のほうにまいりまして、歳入総額10億5,535万3,000円。

歳出総額10億3,818万2,000円。

差引額は1,717万1,000円。

実質収支額も同額で1,717万1,000円でございます。

うち基金繰入額が1,000万円ということでございます。

次に、認定第6号後期高齢者医療特別会計です。

収入済額は1億5,661万3,870円です。

支出済額1億5,618万3,970円。

差引残額は42万9,900円です。

次に、下の枠のほうにまいりまして、歳入総額1億5,661万3,000円。

歳出総額1億5,618万4,000円。

差引額が42万9,000円。

実質収支額につきましても同額の42万9,000円ということでございます。

次に、資料の13ページをお開きください。

財産に関する調書ですが、1の公有財産です。

決算年度末の数値で申し上げます。

土地地籍合計は、9,296万2,055平方メートル。

次に、建物延面積合計で22万4,816平方メートル。

次の山林面積の合計で6,618万9,437平方メートル。

山林立木の推定蓄積量合計で72万6,084立方メートル。

有価証券の合計、株券ですが、1億6,727万円。

出資による権利合計で9億8,350万5,000円。

右のほうにまいりまして、2の物品・債権・基金についてでございます。

これにつきましても決算年度末の数値で申し上げます。

まず、物品の合計、車両ですが、158台。

債権の合計、貸付金で8,716万円。

基金の合計、24の基金の預金額で申し上げます。

51億8,083万6,000円。

次に、再掲ですが、基金のうち定額運用基金の状況です。

運用基金につきましては、基金会計が直接支出できるものでございまして、年度末の残高は、早坂善也奨学基金の預金で241万4,000円。

土地開発基金で、預金が1億4,593万円、土地につきましては2,505平方メートル、土地の金額といたしましては3,000万円となっております。

次に、公営企業会計の決算について説明をいたします。

下の枠欄をごらんください。

認定第7の町立別海病院事業会計です。

初めに、収益的収入及び支出の事業収益の決算額は20億9,641万9,301円です。
事業費用につきましては、決算額で21億7,810万8,505円となっています。

資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で9,125万5,000円。

資本的支出は1億5,527万3,671円となっております。

次に、認定第8号水道事業会計決算についてです。

収益的収入及び支出の事業収益の決算額につきましては10億8,293万9,267円。
事業費用の決算額で8億7,545万803円となっています。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額137万5,000円。

資本的支出の決算額では5億1,257万3,639円となっております。

なお、当年度純利益につきましては、1番右の欄に記載のとおりということになっております。

以上、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

なお、本認定には、決算書に監査委員の各会計決算審査意見書をつけ、また、主要な施策の成果の一覧表を添付しておりますので、そのことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（松原政勝君） ここで会議を1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

認定第1号から認定第8号までの平成29年度別海町各会計決算認定8件については、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

この審査につきましては、7名で構成する平成29年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、この審査は、7名で構成する平成29年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

ただいま設置いたしました平成29年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により議長において指名いたします。

2番外山議員、3番大内委員、4番木嶋議員、8番西原議員、10番小林議員、11番瀧川議員、12番戸田議員の7名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7名の議員を平成29年度別海町各会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

なお、本特別委員会を直ちに委員会室1でお開きください。

午後 1時02分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長(松原政勝君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

平成29年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告いたします。

委員長に10番小林議員、副委員長に12番戸田議員、以上のとおり互選されました。

ここでお諮りします。

平成29年度別海町各会計決算審査特別委員会の審査期間は、平成30年9月12日から次期定例会までとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、審査期間を平成30年9月12日から次期定例会までとすることに決定いたしました。

◎日程第22 同意第4号

○議長(松原政勝君) 日程第22 同意第4号別海町教育委員会の任命について議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(曾根興三君) 同意第4号別海町教育委員会委員の任命について説明申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在4名の方を任命しているところでございます。

平成30年10月11日をもちまして粥川一芳委員が任期満了となります。

つきましては、粥川一芳委員を引き続き教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

粥川一芳さんは、西春別駅前曙町6番地の112にお住まいで、昭和26年2月14日生まれの満67歳でございます。

主な経歴について申し上げます。

粥川さんは、昭和44年に中標津高等学校を卒業後、当時の西春別農業協同組合に入所をされました。

平成2年には管理部長。

平成15年からは、参事職の要職につかれ、また、平成21年からは、道東あさひ農業

協同組合常勤監事として長年の農協勤務で培われました手腕を発揮しておりました。

以来、平成２６年に退任されるまで、通算４７年間にわたり本町の農業の発展に力を注いでいただきました。

また、教育につきましても強く関心をお持ちでございまして、平成２８年６月１４日から本町の教育委員として御尽力をいただいていたところでございます。

粥川さんは、温厚なお人柄で地域からの人望も大変熱く、人格、識見ともに立派な方で、これからも別海町の教育の基本理念を推進し、将来を担う子供たちのために、よりよい教育行政を展開していただけるものと確信をいたしているところでございます。

なお、新たな任期につきましては、平成３０年１０月１２日から平成３４年１０月１１日までの４年間でございます。

どうか御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松原政勝君） 同意第４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第２３ 報告第１１号

○議長（松原政勝君） 日程第２３ 報告第１１号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであることを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第１１号の内容説明をいたします。

議案の１７ページをお開きください。

報告第１１号放棄した債権の報告について。

本件は、別海町債権管理条例第１６条の規定に基づき、放棄した債権について、同条例第１７条の規定により報告するものです。

なお、別海町債権管理条例施行規則第１５条におきまして、報告する事項を、放棄した債権の名称、件数、金額、放棄の理由とし、１会計年度中に放棄した債権を当該年度の翌年度９月に招集する定例会において報告するものと規定しております。

議案の１８ページをお開きください。

債権放棄の調書になります。

債権の名称及び債権放棄の理由ごとに御説明いたします。

まず、ごみ処分手数料です。

条例第１６条第４号、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難、または少額の債権額に対して徴収経費が上回るなど不適當である理由によるもので、１人、１７件、２１万５,８００円です。

続いて、し尿処理手数料です。

こちらにつきましても条例第１６条第４号、徴収停止の措置をとった日から相当の期間

を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難、または少額の債権額に対して徴収経費が上回るなど不適當である理由によるもので、1人、1件で6,310円です。最後に、町立別海病院の診療費です。

こちらは、条例第16条第1号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるもので、1人、7件、14万1,480円です。

なお、債権放棄年月日は平成30年3月31日となっております。

以上で、報告第11号の内容説明を終わります。

◎日程第24 報告第12号

○議長（松原政勝君） 日程第24 報告第12号平成29年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであることを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第12号の内容説明をいたします。

議案の19ページをお開きください。

報告第12号平成29年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度、健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、「平成29年度決算 財政健全化審査及び経営健全化審査意見書」を別冊で配付させていただいております。

また、本日、議会への報告とあわせまして町のホームページ上でも公表を、広報誌の「べつかい」には、決算状況とあわせまして公表予定でありますことを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表をごらんください。

まず、最初の表で、健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率を表しておりまして、財政運営の深刻度を示すものであり、この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要がありますが、平成29年度の一般会計の決算は黒字となりましたことから赤字比率は生じておりません。

2つ目の連結実質赤字比率も、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、町の全ての会計で黒字決算となっておりますことから、こちらも赤字比率は生じておりません。

3つ目の実質公債費比率は、地方債の元利償還金などの債務が標準財政規模に占める割合を示しておりまして、債務の財政負担の大きさや、資金繰りの危険度を示すものであり

まして、過去３年間の平均の比率となっております。

平成２９年度の比率は１１．４％となり、地方債の発行が制限される早期健全化基準の２５％や、財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の３５％を大きく下回っております。

前年度からも０．２ポイント改善しております。

４つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や債務負担行為額の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率を表しておりまして、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す数値となっております。

平成２９年度の比率は５４．３％で、こちらも早期健全化基準である３５０％を下回ってはおりますが、前年度からは２．２ポイントの微増となっております。

次に、その下の表で、資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を示す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率を表しております。

本町では、下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、平成２９年度は、３つの会計全てにおいて資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じていない内容となっております。

以上で、報告第１２号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、一般質問を午前１０時から開きますので御参集願います。

皆さん御苦労さまでございました。

散会 午後 １時２４分